

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 損金経理ってなあに？

Q : 私は、先月から会社の経理を担当することになりました。

ところで、法人税では、損金経理という言葉がよく使われますが、どのような意味でしょうか。

A : 損金経理とは、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいいます。

【解説】

法人税の確定申告書は、確定した決算に基づいて提出しなければなりません。この「確定した決算に基づき」とは、株主総会又は社員総会等の承認を受けた決算書類を基礎として所得及び法人税額の計算を行うという意味です。これが確定決算主義です。

法人税では、減価償却、引当金の繰入れ、役員退職金など、損金経理をしなければ損金算入できないものがあります。

よって、損金経理しなかった金額は、損金算入限度額に余裕があっても、申告調整で損金算入することはできません。

例えば、減価償却費を計上せずに決算書を作成した場合、申告調整で減価償却費を計上することはできないというわけです。

これに対して、損金の額に算入するという言葉もあります。こちらは、法人の所得の金額の計算に当たって、損金の額に算入することをいいます。これには、申告調整で減算することも含まれます。つまり、帳簿上損金経理していなくても、申告調整で減算することができるという意味です。

